

京都市告示第374号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年10月26日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
上高野26号線	左京区上高野鐘突町7番地の15地先から 同町7番地の16地先まで	旧	メートル 19.70	メートル 4.79 ~ 6.05
		新	19.70	6.05 ~ 8.03
山科大宅経8号線	山科区大宅古海道町37番地の2地先から 同町36番地地先まで	旧	18.40	1.82
		新	16.30	1.82
山科大宅緯13の1号線	山科区大宅古海道町36番地の3地先から 同町36番地地先まで	旧	14.00	4.16 ~ 4.35
		新	14.00	6.51 ~ 6.52
山科川田緯6号線	山科区川田御輿塚町12番地地先内	旧	10.80	3.00 ~ 10.20
		新	10.80	5.10 ~ 11.00
南第三経5号線	南区東九条北松ノ木町29番地の16地先から 同町29番地の12地先まで	旧	39.00	3.00 ~ 3.48
		新	39.00	4.01 ~ 7.04
桃山経19号線	伏見区桃山町安芸山72番地の6地先内	旧	16.20	4.03 ~ 4.53
		新	16.20	6.00

(建設局土木管理部道路明示課)